

(別紙3)

熊本県地域交通燃料価格高騰対策事業に係る
タクシー事業者への補助金の額の算定方法等について

1. 補助金の額の算定方法

補助金の額の算定方法は、次のとおりとする。

＜算定式＞

(1) ガソリンを使用する車両

補助金の額(千円未満切り捨て) = 保有台数 × 28千円

(2) 軽油を使用する車両

補助金の額(千円未満切り捨て) = 保有台数 × 27千円

(3) オートガス(LPG)を使用する車両

補助金の額(千円未満切り捨て) = 保有台数 × 13千円

(4) ガソリン及びオートガス(LPG)の両方を使用する車両

補助金の額(千円未満切り捨て) = 保有台数 × 20千円

(5) 電気を使用する車両

補助金の額(千円未満切り捨て) = 保有台数 × 16千円

※保有台数は、対象期間(令和5年1月から9月)に熊本運輸支局に登録されている台数とする。但し、対象期間の全てにおいて車検が切れている車両は対象外とする。

2. 申請に必要な書類

交付申請に必要な書類は以下のとおりとする。

- ① 熊本県地域交通燃料価格高騰対策事業費補助金交付申請書(兼請求書)
- ② 熊本県地域交通燃料価格高騰対策事業補助金算定表
- ③ 振込先の口座が確認できる書類(名義人氏名、金融機関名、支店名、預金種目、口座番号が確認できるもの)の写し
- ④ 県税の未納がないこと、又は徴収猶予を受けていることを証する納税証明書
- ⑤ 車両の燃料の種類が確認できる書類(車検証の写し)
- ⑥ その他(知事が別に必要と認める書類)

3. 提出先と提出期限

熊本県が委託する補助金申請書受付業務等受託事業者に提出。
提出期限については、受託事業者と協議のうえ、別途定める。